

⑧労働者派遣制度の合理化（注1）

（1）制度比較（5か国と比較）（注2）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	ベルギー
1. 派遣禁止業務	原則自由 例外的に、港湾運送、建設、警備、一定の医療関連業務などについて禁止	自由	自由	原則自由 例外的に、建設業の現場への派遣は原則禁止（ただし、一般的拘束力のある労働協約が適用される場合は可能。）	原則自由 例外的に、行政命令により定められる危険作業（特定の化学物質が放出される現場での業務等）について禁止	原則自由 例外的に、特定の危険業務及び公的部門における利用は禁止。労働協約上は、引越業や家具倉庫業、内陸水路業務におけるブルーカーラの派遣労働者の利用を禁止。
2. 対象業務の派遣期間の制限	①自由化業務 原則1年、最長3年 ②専門26業務 なし※ ※専門26業務の付随的業務に費やす時間が1日当たり又は1週間当たりの就業時間数の1割を超える場合や、専門26業務に従事する者が自由化業務に従事した場合 原則1年、最長3年	なし	なし	なし※ ※2002年改正の際に廃止。また、2011年改正で、法第1条に「労働者派遣は一時的であること」とを規定	原則として、下記の理由に限り派遣労働者の利用が認められており、理由に応じ上限が異なる。 ①休暇・病欠等による一時的欠員の代替：1年半もしくは被代替者の復帰まで ②一時的な業務の急増：1年半 ③季節労働：業務終了まで	原則として、下記の理由に限り派遣労働者の利用が認められており、理由に応じ上限が異なる。 ①常用労働者の一時的休業代替：当該休業期間中 ②契約終了労働者の一時的代替：6ヶ月※1 ③一時的な業務の急増：3ヶ月 ④一時的な業務の急増：労使合意※2 ※1. 労使合意によりさらに最長6ヶ月延長可 ※2. 労組代表表がない場合は、仲裁機関等への届出を条件に、6ヶ月×2回
3. 「派遣労働者を特定することを目的とする行為」の制限	派遣先において、事前面接、履歴書送付の依頼、あるいは年齢制限など派遣労働者を特定することはできない。	なし	なし	なし※ ※制限はないが、派遣先が労働者派遣契約に記載した職務内容、職務に必要な資格などに基づいて、派遣元が派遣する労働者を決定する	なし	なし
4. 備考（必要に同じ記載） ※失業率は、2002年～2012年の幅	■労働組合：企業別 ■失業率：低～中（3.9%～5.4%）	■上記以外の仕組み：派遣元と派遣先ともに使用者責任を分担する「共同使用者」制 ■労働組合：産業別 ■失業率：中～高（4.6%～9.6%）	■上記以外の仕組み：派遣先労働者との均等待遇原則を規定 ■労働組合：産業別・職種別 ■失業率：中～高（4.7%～8.1%）	■上記以外の仕組み：派遣先労働者との均等待遇原則を規定 ■労働組合：産業別・職種別 ■失業率：高（5.9%～10.7%）	■上記以外の仕組み：派遣先労働者との均等待遇原則を規定 ■労働組合：職種別・産業別 ■失業率：高（7.4%～9.4%）	■上記以外の仕組み：派遣先労働者との均等待遇原則を規定 ■労働組合：職種別・産業別 ■失業率：高（6.9%～8.4%）

（注1）中間報告であるため、今後の追加修正があり得る。
（注2）雇用・労働分野は、各国とも労使の意見を尊重する等により、現実に存在する労働市場、労使関係を前提としたルールを形成している。

(2) 上記各項目について、日本の現行規制を維持する必要性

1. の港湾運送、建設等の派遣禁止業務については、例えば、悪質なブローカーが介入し、労働者供給と明確に区分し得ない形で労働者派遣が行われ、中間搾取等につながるおそれ強いなどといった問題があることから、労働者派遣事業の適用対象としていないものである。
2. の対象業務の派遣期間の制限については、常用代替のおそれが少ないと考えられる臨時的・一時的な労働力の需給調整システムという労働者派遣制度の位置付けに基づき、常用代替を防止する観点から設けているものである。
3. の派遣労働者を特定することを目的とする行為（以下「特定目的行為」という。）の制限については、派遣先に当該行為を認めると、派遣先の影響力が高まり、労働者供給につながるおそれがあること、派遣労働者の就業機会を不当に狭めない観点等から設けているものである。

(3) 上記規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点（影響等）

1. の派遣禁止業務のうち、特に港湾運送と建設業務については、それぞれ特別の需給調整システムがあり、一般的な制度の適用では、悪質なブローカーの介入等に対応できないのではないかと。
- 2 及び 3. については、現在、労働者派遣制度の在り方について、業務に応じた派遣期間の制限や特定目的行為の制限の在り方を含め、有識者からなる研究会において、幅広い観点から議論を行っているところである。

【⑨ 先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化】

⑨ 先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化

(1) 制度比較

国名 比較の視点	日本	アメリカ（カリフォルニア州）
1. 公道を走る車に関する保安基準が存在するか。	あり。 道路運送車両法に基づく保安基準が存在している。 ・道路運送車両法第3章 ・道路運送車両の保安基準（国土交通省令）	あり。 Federal Motor Vehicle Safety Standards と呼ばれる基準が定められている。 ・49 CFR (Code of Federal Regulations) Part571
2. 試作車（上記1の基準に該当しないもの）が公道走行試験を行う場合が許認可・届出等、行政機関等の関与（以下許認可等）が存在しているか。	あり。 国内で生産された試験自動車のうち保安基準の一部に適合していないものについて、国土交通大臣が認定を行うことにより、必要な制限を付すことで当該基準の適用を除外し、保安基準に適合した自動車として公道走行試験を認めている。 （道路運送車両の保安基準第56条第4項）	なし。 国内で生産された試験自動車のうち、基準の一部に適合していないものについて、当該自動車を用いた公道走行試験を認める特例制度は存在しない。したがって、当該自動車をを用いて公道走行試験を行うことはできない。
3. 上記2の許認可・届出手続が存在している場合、それはどのような観点からなされるのか。（許可要件等）	新技術の実用化及び普及を促進するため、安全性の確保及び環境の保全に配慮しつつ、試験自動車として認定を行っている。 具体的な要件は、「道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領」に規定している。	—
4. 上記2の許認可等手続の具体的な流れ	(1) 申請者は国土交通省に申請書及び添付書面を提出 (2) 国土交通省は、申請が認定の目的に照らして適切であること、試験実施上必要な安全・環境のための対策、保安基準への適合性等を確認するとともに、必要な事項	

	<p>については、独立行政法人交通安全環境研究所においても審査</p> <p>(3) 国土交通省は、必要な制限を付して認定し、申請者の意見を聴取した上で、認定の概要を公表</p> <p>(4) 申請者は、認定による試験運行が終了した場合には、試験運行の結果に関する報告を国土交通省へ提出</p>	—
<p>5. 上記4の手続を行うにあたって、申請者が提出すべき(証明すべき)事項は何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の構造、装置及び性能を記載した書面 ・ 構造・装置の概要説明書 ・ 外観図及び外観写真 ・ 保安基準の規定に適合することを証する書面 ・ その他自動車の構造、装置及び性能に関して必要な書面 ・ 申請に係る構造又は装置に関し、保安基準の適用の除外を受けける事項及びその理由を記載した書面 ・ 申請に係る構造又は装置を有する自動車の安全性の確保及び環境対策について記載した書面 ・ 試験運行計画及び試験運行の実施体制を記載した書面 ・ 試験運行によるデータ収集項目を記載した書面 ・ 申請に係る自動車又は構造及び装置の開発状況と普及の見通しを記載した書面 ・ 点検整備方式を記載した書面 ・ 認定を申請する者と申請に係る自動車との関係を表す書面(自動車製作者を除く) ・ その他審査の実施に当たって必要と認められる書面 	—
<p>6. 上記4の手続は個々の車ごとに行われるのか。複数車について包括的</p>	<p>個々の車ごとと認定申請を受け付けているが、構造及び装置が同一又は類似の複数の試験自動車について申請する場合には、代表する自動車のみの審査とすることができ</p>	

<p>に許認可等を行える仕組みが存在している場合には、どのような場合に包括的な許認可が与えられるのか。</p>	<p>る。</p>	<p>—</p>
<p>7. 上記2の許認可等の申請から許可が出るまでの平均的な期間</p>	<p>1か月から2か月程度。</p>	<p>—</p>
<p>8. 上記2の許認可等の年間当たり件</p>	<p>先進安全自動車（ASV）以外も含めて年間4，5件程度（直近5年間）。</p>	<p>—</p>

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

我が国では、技術開発の促進等の観点から、保安基準の一部に適合していない試験自動車についても、必要な制限を附すことにより安全性の確保及び環境の保全を図った上で、国土交通大臣が認定を行い、保安基準に適合した自動車として公道走行を認めているところ。本制度は、米国には存在しない先進的な制度であることから、これを維持するべきである。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

現在の制度は、米国にはない先進的な制度である点に留意すべきである。

⑩匿名化情報の利用に関する日本と欧米の制度の比較

国名 視点	EU		米国	日本 (個人情報保護に関する法律)
	EU データ保護指令	EU データ保護規則提案		
「個人情報概念」の規定	規定あり ・識別された又は識別され得る自然人に関するすべての情報	同左	包括的な規定なし ただし、プライバシー権利章典において、特定の個人に連結可能なあらゆるデータ 個別分野において規定あり ・個人の識別が可能な医療情報 (HIPAA) ・オンライン上で収集された個人に関する情報であって、個人識別が可能であるもの (COPPA)	規定あり ・生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
	A. 匿名化に関する規定 (識別できない場合)	規定あり ・データ主体が識別できないような方法で匿名化されたデータについては利用可能	同左 包括的な規定なし ・FTC による監督 (差止め、排除命令、制裁金) が及ぶ。 ・FTC レポートによると、 <u>3要件 (①合理的な非識別化措置、②再識別化しないことを公に約束、③受領者による再識別化を契約で禁止) を満たす場合は利用可能</u> 個別分野において規定あり ・識別子の除去等、一定の要件を満たす場合は利用可能 (HIPAA)	規定なし ・事業者が識別できないような方法で匿名化された情報については「個人情報」に該当しないため利用可能 ・なお、 <u>事業等分野ごとのガイドライン</u> において、匿名化に関する指針を置く例がある (例：「医療・介護関係事業者における個人情報」の適切な取扱いのためのガイドライン」や「トゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等)
B. 第三者提供に関する規定 (識別できる場合)	規定あり ・原則として提供できないが、次の場合は提供可能 (a)明確な同意、(b)契約の履行、(c)法的義務の遵守、(d)データ主体の重大な利益の保護、(e)公共の利益のため、(f)管理者等の正当な利益のため 等	規定あり ・原則として提供できないが、次の場合は提供可能 (a)具体的な目的のための処理に同意、(b)契約の履行、(c)法的義務の遵守、(d)データの対象者の重要な利益の保護、(e)公共の利益のため、(f)管理者等の正当な利益のため 等	包括的な規定なし ・FTC による監督 (差止め、排除命令、制裁金) が及ぶ。 個別分野において規定あり ・診療時等を除き、提供には本人の同意が必要 (HIPAA) ・提供には両親の事前の承諾が必要 (COPPA)	規定あり ・原則として提供できないが、次の場合は提供可能 (a)事前の本人の同意、(b)法令、(c)人の生命、身体又は財産の保護のために必要 (d)公衆衛生・児童の健全育成に特に必要 (e)国等に協力 等

⇒ 日本の法制度は、欧米と比較して匿名化情報の利用に関して厳しい規制を設けているものではない。

特定個人を識別できないような対応を事業者が施すことにより (欧米と同様)、属性情報や履歴情報の利用を図っていくことは可能。

匿名化情報の利用に関する日本と欧米の制度の比較

1 EU

(1) EU データ保護指令(「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の 95/46/EC 指令」(Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data)) [1995 年]

● 個人情報の概念

「個人データ」とは、「識別された又は識別され得る自然人（以下「データ主体」という。）に関するすべての情報をいう。識別され得る個人とは、特に個人識別番号、又は肉体的、生理的、精神的、経済的、文化的並びに社会的アイデンティティに特有な一つの又はそれ以上の又はそれ以上の要素を参照することによって、直接的又は間接的に識別され得る者をいう。」(第2条(a))

● 匿名化に関する規定

「データ保護の原則は、識別された又は識別され得る個人に関するあらゆる情報に適用すべきである。ある個人が識別できるかどうかを判断するためには、データ管理者又は当該個人を識別しようとする他の者によって用いられるあらゆる合理的な手段を考慮に入れるべきである。データ保護の原則は、データ主体がもはや識別できないような方法で匿名化されたデータについては適用すべきでない。」(前文第26条)

【参考】第29条作業部会意見 (Article 29 Working Party 「Opinion 4/2007 on the concept of personal data」)

特定の個人を識別できるかどうかの判断は、識別に用いられるあらゆる合理的な手段の程度を考慮して、ケース・バイ・ケースで行われている。 (21 頁)

なお、同意見書は、「符号化されたデータ」(key-coded data) という概念を用いているところ、例えば、名前を符号化(名前を「X1234」に置きかえる等)して管理し、当該符号を解読する鍵(符号と個人の氏名を結びつけるリスト)が別に保管されている場合、この鍵(リスト)を参照することは識別するための「合理的な手段」といえるため、一連の個人に関する情報は個人データとみなすことができると指摘する。(18～19 頁)

⇒ つまり、「X1234 が週3日以上ワインを飲んでる」というように符号化しても、「X1234」を氏名等の識別情報と結び付ける「対応表」を保有している場合は、「週3日以上ワインを飲んでる」という情報を含め、「個人データ」に該当することになる。

※ 「第 29 条作業部会」とは、EU データ保護指令第 29 条に基づいて設置される、個人データの取扱いに係る個人の保護に関する助言機関であり（第 29 条第 1 項）、本指令に従って採択された各国の措置の統一的な適用に資するために、当該措置の適用を含むあらゆる問題点について検討等を行う権能を有する（第 30 条第 1 項）。

● **個人情報の第三者提供に関する規定**

構成国は、次の条件を満たす場合にのみ、個人データが取り扱われるように定めなければならない。（第 7 条）

- (a) データ主体が明確に同意を与えた場合、又は、
- (b) データ主体が当事者となっている契約の履行のために取扱いが必要な場合、又はデータ主体の請求により、契約の締結前に、その段階を踏むために取扱いが必要な場合、又は、
- (c) 管理者が従うべき法的義務を遵守するために取扱いが必要な場合、又は、
- (d) データ主体の重大な利益を保護するために取扱いが必要な場合、又は、
- (e) 公共の利益のために、又は管理者若しくはデータの開示を受ける第三者に与えられた公的権限の行使のために行われる業務の遂行上取扱いが必要な場合、又は、
- (f) 管理者又はデータの開示を受ける第三者若しくは当事者の正当な利益のために取扱いが必要な場合。ただし、これらの利益より、第 1 条第 1 項の規定に基づいて保護が必要とされるデータ主体の基本的な権利及び自由に関する利益が優先する場合には、この限りではない。

(2) EU データ保護規則提案（「個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則」の提案（Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data [General Data Protection Regulation]）〔2012 年〕

● **個人情報の概念**

- ・ 「個人データ」とは、「あるデータの対象者に関するすべての情報を意味する。」（第 4 条(2)）
- ・ 「データの対象者」とは、「識別された自然人、又は管理者あるいはそれ以外の自然人や法人によって合理的な範囲で使用される手段をもって直接的又は間接的に識別された自然人のことを意味する。特に、識別番号、位置データ、オンライン識別子の参照、又はその人物のアイデンティティに関する肉体的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的、又は社会的な一つ以上の要素の参照によって識別された自然人のことを意味する。」（第 4 条(1)）

● 匿名化に関する規定

「データ保護の原則は、識別された又は識別され得る個人に関するあらゆる情報に適用すべきである。ある個人が識別できるかどうかを判断するためには、データ管理者又は当該個人を識別しようとする他の者によって用いられるあらゆる合理的な手段を考慮に入れるべきである。データ保護の原則は、データ主体がもはや識別できないような方法で匿名化されたデータについては適用すべきでない。」（前文第23条）

【参考】EU データ保護規則提案への欧州委員会修正案

「データ保護の原則は、識別された又は識別され得る個人に関するあらゆる情報に適用すべきである。ある個人が識別できるかどうかを判断するためには、データ管理者又は当該個人を識別しようとする他の者によって用いられるあらゆる合理的な手段を考慮に入れるべきである。この規則は、匿名化されたデータについては適用されない。匿名化されたデータとは、直接的又は間接的に、単独又は組み合わせた場合、自然人と結びつけることのできないあらゆるデータをいう。また、そのデータを処理する時代の技術の状況、そのデータが処理されるであろう期間の技術革新の可能性を考慮して、そのようなつながりを作り出すに当たって不均衡なほど時間、費用、労力がかかる場合も同様である。」

● 個人情報の第三者提供に関する規定

個人データの処理は、以下の項目のうち少なくとも一つの項目が適用される場合に限り、合法とする。（第6条第1項）

- (a) データの対象者が、一つ以上の具体的な目的のために、自分自身の個人データが処理されることに同意している
- (b) データの対象者が当事者である契約を履行するためにその処理が必要な場合。または、契約を締結する前に、データの対象者の依頼によって対策を講じるためにその処理が必要な場合
- (c) 管理者が従うべき法律上の義務を果たすために、その処理が必要な場合
- (d) データの対象者の重要な利益を保護するために、その処理が必要な場合
- (e) 公共の利益のために遂行される業務、または管理者に与えられた職権の行使のためにその処理が必要な場合
- (f) 管理者が追求する正当な利益のためにその処理が必要な場合。ただし、特にデータの対象者が子供の場合、個人データの保護を必要とするデータの対象者の利益または基本的権利や自由が、上記の管理者の利益に優先される場合を除く。このことは、公的機関が職務の実施のために行った処理には適用しないものとする。

2 アメリカ

● 概要

アメリカでは、事業活動一般につき分野横断的に規律している法律は存在せず、高い機密性の要求される一部の分野において個別法が制定されるにとどまっている。民間企業に対しては、連邦取引委員会（FTC）が中心となって調査及び法執行を行っており、個人データ保護に関するレポートやガイドライン等も多数発表している。

これらに加えて、近年、いわゆるビッグデータビジネス等、個人情報を利用する新たなビジネスが成長している現状を踏まえ、インターネット上の個人データ保護の強化を目的とした「米国消費者プライバシー権利章典」（The Consumer Privacy Bill of Rights）〔2012年〕※）が発表されている。

（※）アメリカにおいて発達してきた公正な情報慣習の原則を7つの権利として具体化したもので、連邦議会に対して立法を呼びかけるもの。

● 個人情報の概念

・ 「個人データ」とは、特定の個人に連結可能なあらゆるデータをいい、集計されたデータを含み、特定のコンピュータやその他の機器に連結されたデータも含む（「米国消費者プライバシー権利章典」）。

・ 個人データの概念に関する包括的な法律はなく、個別分野ごとに法律がある。

【主要な例】

- ・ HIPAA（「医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律」（Health Insurance Portability and Accountability Act）〔1996年〕「個人情報」とは、「個人の識別が可能な医療情報」をいう。
- ・ COPPA改正案（「児童オンラインプライバシー保護法」（Children's Online Privacy Protection Act）改正案）〔2012年〕「個人情報」とは、「オンライン上で収集された個人に関する情報であって、個人識別が可能であるもの」をいう。具体的には、(A)氏名、(B)通りの名称や都市・町の名称を含む住所等、(C)電子メールアドレス、(D)電話番号、(E)ソーシャルセキュリティナンバー、(F)FTCが定める物理的又はオンライン上特定個人に連絡可能なその他の識別子、(G)ウェブサイト等がオンライン上で収集し、(A)から(F)の識別子と組み合わせられた、児童又はその児童の親に関する情報をいう。

※ 米連邦取引委員会（FTC）は、2012年12月19日に最終改正案を採択し、2013年7月1日に発効の見通し。

改正案では、「個人情報」のリストの中に、位置情報等が新たに加えられた。

● 匿名化に関する規定

- ・ 匿名化について、事業活動一般につき分野横断的に規律しているものは存在しない。
- ・ 匿名化された個人データの取扱いが、「不公正又は欺瞞的行為又は慣行」(FTC法第5条(a))に該当するとされた場合は、FTCにより、差止め、排除命令、民事制裁金を課される可能性がある。
- ・ FTCは、米国連邦取引委員会 (FTC) レポート (Federal Trade Commission 「Protecting Consumer Privacy in an Era of Rapid Change」) [2012年] を発表し、匿名化された個人情報取扱いに関する指針を示している。
 - 事業者が、
 - ①データを合理的に非識別化 (de-identify) するための措置をとる
 - ②そのデータを再識別化 (re-identify) しないことを公に約束する
 - ③そのデータの移転を受ける者が再識別化することを契約で禁止する
 との要件を満たせば、当該データは特定の顧客、コンピュータその他のデバイスに、合理的に連結可能な (reasonably linkable) データには当たらないとしている。また、事業者が、識別可能なデータとこのように非識別化されたデータの双方を保持・使用する場合は、これらのデータは別々に貯蔵すべきであるとしている。(18～22頁)
- ・ さらに、特定の分野において、個別法の中で匿名化に関する規定が存在する。

【主要な例】

- HIPAA (「医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律」 (Health Insurance Portability and Accountability Act)) [1996年]
 - ① 「匿名化」された保険情報 (de-identified health information) については、使用や開示に法律上の制限はない。
 - ⇒ 「匿名化」といえるための条件
 - (a) 統計学者から個人特定リスクが低いという専門的意見を書面でもらうこと(当該書面には、分析方法と分析結果の両方が含まれていなければならない)、又は
 - (b) 名前、電子メールのアドレス、社会保障番号、医療記録番号、健康保険受給者番号、免許証番号など親族、雇用主又は個人の家族の識別子 (18項目) の情報を除去すること
 - ② 「限定されたデータセット」については、個人の許諾を得ずに、使用や開示することが許可される。
 - ⇒ 「限定されたデータセット」といえるための条件

【⑩ 匿名化情報の利用に関する日本と欧米の制度の比較】

- ・ 名前、電子メールアドレス、社会保障番号、医療記録番号、健康保険受給者番号、免許証番号など、個人、親族、雇用主又は個人の家族に関する直接的な識別子を取り除くこと

● 個人情報の第三者提供に関する規定

- ・ 個人データの第三者提供について、事業活動一般につき分野横断的に規律しているものは存在しないが、米国の消費者プライバシー権利章典においては、「個人データを第三者に開示する事業者は、受領者が（権利章典に定められた）これらの原則を遵守する執行可能な契約上の義務を負うことを保証しなければならない。」とされている。
- ・ 個人データの第三者提供が、「不正又は欺瞞的行為又は慣行」（FTC法第5条（a））に該当するとされた場合には、FTCにより、差止め、排除命令、民事制裁金を課される可能性がある。
- ・ また、特定の分野において、個別法の中で第三者提供に関する規定が存在する。

【主要な例】

- ・ HIPAA（「医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律」（Health Insurance Portability and Accountability Act）〔1996年〕診療時、支払時、医療業務管理時に使用する場合等を除き、個人情報の第三者提供には、本人の同意が必要とされている。
- ・ COPPA改正案（「児童オンラインプライバシー保護法」（Children's Online Privacy Protection Act）改正案）〔2012年〕13歳未満の児童について、両親の事前の承諾なく、個人情報を収集すること、第三者へ個人情報を開示することは禁止されている。

3 日本（「個人情報の保護に関する法律」）

● 個人情報の概念

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」（第2条第1項）

● 匿名化に関する規定

なし。ただし、主務大臣制の下に策定されている事業等分野ごとのガイドラインにおいて、匿名化に関する指針を置く例がみられる。

例えば、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等は、匿名化の定義等について記述している。

● 個人情報の第三者提供に関する規定

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。（第23条第1項）

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

※ 参考（履歴情報の取扱いについて）

個人情報保護法上、特定個人を識別できないように氏名等識別情報から切り離された情報は、「個人情報」には該当しないため、その取扱いにつき、個人情報保護法上の義務規定の適用はない。例えば、資料1-4の設例1-4において、Xが対応表を廃棄することにより、購入履歴情報と氏名等を容易に照合できないようにすれば、当該購入履歴情報は「個人情報」ではないため、それを第三者に提供することにつき、個人情報保護法上、本人の同意は求められない。

4 結論

- 日本は EU と比較して、匿名化情報の利用に係る法規制の程度が厳しいとはいえない。例えば、上記「X1234 が週 3 日以上ワインを飲んでい」という事例について、EU においては、事業者が「X1234」を氏名等の識別情報と結び付ける「対応表」を保有しているのであれば、「週 3 日以上ワインを飲んでい」という属性情報を含め、「個人データ」に該当することになる一方、「対応表」を廃棄するなどして識別情報と結びつかないように管理しているのであれば、当該属性情報は「個人データ」には該当しないこととなる。これは日本でも同じであり、事業者が「対応表」を保有することで特定個人を識別できるのであれば、「週 3 日以上ワインを飲んでい」という属性情報は「個人情報」に該当する一方、「対応表」を廃棄するなどして特定個人を識別できないように管理しているのであれば、当該属性情報は「個人情報」には該当しないこととなる。
- 日本はアメリカと比較しても、匿名化情報の利用に係る法規制の程度が厳しいとはいえない。アメリカにおいてプライバシー侵害違反の法執行を担っている FTC の前掲レポートでは、合理的に連結可能なデータに当たらない（「個人データ」に該当しない）というためには、①合理的な非識別化措置、②再識別化しないことの公の約束、③データ移転を受ける者が再識別化することを契約で禁止、これら①ないし③の要件全てを満たさなければならぬ、との厳格な意見を述べているが、日本では、法律上、②や③の措置まで求められるものではない。
- このように、日本の法制度は、欧米と比較して匿名化情報の利用に関して厳しい規制を設けているものではなく、「活用」のバランスの観点から、例えば「対応表」を廃棄するなど、特定個人を識別できないような対応を事業者が施すことにより（欧米と同様）、属性情報や履歴情報の利用を図っていくことは可能である。

輸出通関申告官署の自由化

(1) 制度比較

国名 比較の視点	日本	アメリカ	EU
<p>1. 輸出申告先を規定している法令とその内容。</p>	<p>規定がある。 なお、ほとんどの輸出申告は NACCS(通関システム)を利用して行われ、実態上は電子化された申告内容がシステムに送信されている。 (参考) 輸出申告件数 約 1,400 万件/年 電子輸出申告率 約 98%</p> <p>【関税法第 67 条の 2 第 1 項】 輸出申告は、輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。</p> <p>【情報通信技術利用法第 3 条第 1 項】 行政機関等は、申請等のうち書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p> <p>【電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 3 条第 1 項】 NACCS を使用して行う申請等については、NACCS を情報通信技術利用法第 3 条第 1 項</p>	<p>規定はない。 なお、輸出に際しては、貨物に関する情報を輸出システムに送信しなければならず、品名、数量、船積地コード等が要求されている。 (参考) 貨物の検査は貨物保管場所又は船積地を管轄する税関が実施</p> <p>【連邦規則集第 19 巻第 192 条第 14 項】 貨物を輸出しようとする者は、税関・国境取締局(Customs and Border Protection)に対し、電子的に貨物に関する情報を送信しなければならない。</p> <p>【連邦規則集第 19 巻第 192 条第 14 項】 輸出しようとする者から提出させる貨物に関する情報は、既に商務省国勢調査局(Bureau of Census)の電子輸出申告項目に</p>	<p>規定がある。 なお、輸出申告は通関システムを利用して行うことができる。 (参考) EU 新関税法は未施行。 施行は 2014 年以降に延長される予定</p> <p>【EU 関税法第 161 条第 5 項】 輸出申告は、輸出者所在地、貨物が包装され、又は積出地を管轄する税関官署に対して行われなければならない。</p> <p>【EU 関税法 61 条 (b)】 税関への輸出入申告は、EU 委員会の監督下に置かれた状況で提供されたデータ処理技術、又は、税関の権限で認められたデータ処理技術を使って行うことができる。</p> <p>【EU 新関税法 105 条第 2 項】 欧州委員会は、規則制定手続きに従い、権限ある税関官署、特に以下に示す様々な任務及び責任を定めるための措置を採択する。</p>

<p>2. 「輸出申告の手続」について、特例措置は設けられているか。設けられている場合その内容。</p>	<p>に規定する電子情報処理組織とみなして、情報通信技術利用法第3条を適用する。</p>	<p>含まれており、これらの情報は AES (Automated Export System)を通じて税関・国境取締局にも提供されており貨物に関する情報を既に充足していることから、この項では新たにデータ提供を求めない。</p> <p>【連邦規則集第 15 巻第 30 条第 1 項】 この法律は、商務省、国務省、国土安全保障省に全ての輸出しようとする者に AESを通じて情報を提供することを義務付ける権限を与えるものである。</p> <p>【連邦規則集第 15 巻第 30 条第 6 項】 AES には、輸出貨物の品名、数量、価格、船積地等を送信しなければならない。</p> <p>特例はない。</p>	<p>(a) 搬出入、輸出入を所轄する税関官署 (b) 貨物を税関手続の下に置くための正規手続きを行う税関官署 (c) 許可や税関手続の監督を行う税関官署 (EU 新関税法実施規則未整備)</p>
<p>輸出申告先を緩和する特例がある。</p> <p>【関税法第 67 条の 3】 AEO 輸出者等は、輸出申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。</p> <p>(参考) AEO 制度 コンプライアンスとセキュリティ管理の体制が整備された事業者に対して迅速・簡素な税関手続を認める制度 ・特定輸出者 (AEO 輸出者)</p>	<p>輸出申告先を緩和する特例がある。</p> <p>【EU 関税法第 76 条及び実施規則第 283 条】 ローカルクリアランス制度により税関に認定された輸出者が、輸出者の施設又は税関が認定した場所において輸出手続を行うことを可能とする。</p> <p>(参考) ローカルクリアランス制度 コンプライアンスに優れている等一定の要件を満たした事業者を税関が認める制度</p>	<p>輸出申告先を緩和する特例がある。</p> <p>【EU 関税法第 76 条及び実施規則第 283 条】 ローカルクリアランス制度により税関に認定された輸出者が、輸出者の施設又は税関が認定した場所において輸出手続を行うことを可能とする。</p> <p>(参考) ローカルクリアランス制度 コンプライアンスに優れている等一定の要件を満たした事業者を税関が認める制度</p>	

	<p>あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定委託輸出者 <p>貨物を輸出しようとする者であって輸出通関手続を認定通関業者に委託した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定製造貨物輸出者 <p>認定製造業者が製造した貨物を取得して輸出しようとする者</p>		<p>【EU 新関税法第 106 条第 1 項】</p> <p>AEO 認定基準の遵守状況等要件を満たした輸出者に対しては、貨物所在地にかかわらず、輸出者所在地を管轄する税関官署に申告させることも可能とする。</p> <p>(EU 新関税法実施規則未整備)</p>
<p>3. 申告時間は限られているか。</p>	<p>開庁時間の定めがあるが、各官署における行政需要に合わせた開庁時間を設定しており、時間外でも民間事業者の要請に基づいて対応している(手数料は不要。)</p> <p>【関税法第 98 条】</p> <p>税関官署の開庁時間以外の時間において、税関の事務のうち政令で定めるものの執行(輸出の許可等)を求めようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならぬ。</p> <p>税関長は、事務の執行上支障がないと認めるときは届出に係る事務を執行するものとする。</p> <p>(参考1)開庁時間は、税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署における事務の種類を勘案して税関長が定めて公示した時間(関税法第 19 条)</p> <p>(参考2)税関官署の開庁時間は別紙参照</p>	<p>開庁時間外でも情報送信は可能である。ただし、貨物検査等の対応は、業務量に応じあらかじめ税関の通関体制を整備された時間を除き、民間事業者の要請により対応。</p> <p>【連邦規則集第 19 巻第 101 条第 6 項】</p> <p>次の場合を除き、税関・国境取締局事務所は毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までを開庁時間とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日 ・ 地域の事情を勘案し、税関・国境取締局長官の承認を受け標準執務時間を確保し、開庁時間を変更した場合 ・ 相当な業務量が発生している事務所 <p>税関・国境取締局長官の承認を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の要請を受けた場合等 <p>(参考)主要港、空港税関の開庁時間は別紙参照</p>	<p>開庁時間の定めがあるが、開庁時間外は民間事業者の要請により手数料納付を受け対応。</p> <p>【EU 関税法実施規則第 202 条】</p> <p>輸出入申告は、指定された日と時間の間に行為なければならぬ。ただし、申告者からの要請と手数料納付により、指定された日と時間以外であっても認められることができる。</p> <p>【EU 新関税法第 105 条第 1 項】</p> <p>加盟国は、税関官署の正規の開庁時間について、交通状況及び貨物に適用される税関手続を勘案し、国際的な物流状況を妨げないよう、その開庁時間を合理的に、かつ適切に設定するようにならなければならない。</p> <p>(EU新関税法実施規則未整備)</p> <p>(参考)オランダの主要港、空港税関の開庁時間は別紙参照</p>

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

- 輸出申告のほとんどが NACCS を利用した電子申告となっており、システムで一元的に処理されているが、一定の申告については追加的な書類提出や実際の貨物確認が必要となることから、これらに迅速に対応するため、貿易港(120)や国際空港(29)等の貨物が所在する地域の税関官署において集約して処理されている。仮に、実際の物流に関わらず輸出者のその時々選択で異なる官署に申告された場合、貨物の確認に支障を来すことや、業務量の予測に基づく適切な職員配置が事実上不可能となるといった問題が生じ、かえって非効率となるおそれがある。
- AEO 制度に基づく特定輸出申告(1)2.参照)については、申告先官署を貨物のある場所と積出港のいずれかから選択可能である他、運送途中の申告が可能であるなど利便性が高い制度となっているが、貨物の検査が必要となる場合に実際の物流を阻害することが可能な税関官署に対し、貨物情報がタイムリーかつ確実に伝達される必要がある。
- なお、米国では、輸出者は行政機関のシステムに輸出に関するデータを送信する必要があるが、その際、貨物のある場所を管轄する税関官署を明示的に指定する必要はない。ただし、システム上で処理が完結する場合を除き、貨物のある場所を管轄する税関官署が審査・検査を行っている。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

- これまで官民協同で物流の効率化、迅速化に努めてきたところ、特に船舶や飛行機の入出港を含め輸出入を幅広く処理する NACCS システムは、貿易に係る幅広い民間事業者と多くの官公庁が参加するワンストップサービスとなっており、現在もさらに効率的で使い勝手の良いシステムの実現を目指して改善を続けている。
- 現在、平成 29 年度に更改される予定の新 NACCS において通関関係書類を原則として全て電子化(完全ペーパーレス化)することとしており、これが実現することにより貿易関係者が書類を紙で提出する必要がなくなるとともに、輸出者がどこに申告するかを意識する必要のない制度の構築が可能となる。
- AEO 制度に基づく特定輸出申告については迅速に処理されているが、仮に今すぐに輸出通関官署の自由化を行ったとしても、民間間の契約書や物資所管省庁等が発給する証明書等、紙でやり取りされているドキュメントを必要な場合に税関に持ち込む必要があることから、輸出者のメリットはきわめて限定的なものとなる。そのため、輸出通関官署の自由化よりもこれら通関関係書類の電子化を進展させることが重要である。
- なお、国際物流に関する制度の改正等を行う場合、輸出入申告等の大宗は実際には輸出者から依頼を受けた通関業者が行っているほか、船社、航空会社、港湾・空港の管理者やオペレーター、倉庫、運送等の幅広い事業者が直接関係する事項であることから、関係する官公庁だけでなく、こうした関連事業者の意見を十分に聴取して全体最適を実現する必要がある。

日本		
税関官署名	開庁時間	
東京税関 本関	365日24時間	
東京税関 東京航空貨物出張所	365日24時間	
東京税関 成田航空貨物出張所	365日24時間	
東京税関 成田南部航空貨物出張所	365日24時間	
東京税関 羽田税関支署	365日24時間	
横浜税関 本関	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時	
横浜税関 川崎税関支署東扇島出張所	平日 08時30分～19時	
神戸税関 本関	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時	
神戸税関 広島税関支署	平日 08時30分～19時	
大阪税関 南港出張所	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時15分	
大阪税関 関西空港税関支署	365日24時間	
名古屋税関 本関	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時	
名古屋税関 中部空港税関支署	365日24時間	
名古屋税関 清水税関支署興津出張所	平日 08時30分～19時 土曜 08時30分～12時30分	
名古屋税関 四日市税関支署	平日 08時30分～19時	
門司税関 田野浦出張所	平日 08時30分～20時 土曜 08時30分～17時	
門司税関 福岡空港税関支署	365日24時間	
門司税関 博多税関支署	平日 08時30分～21時 土日休日 08時30分～17時	
門司税関 下関税関支署	平日 08時30分～19時 土日休日 08時30分～17時	
沖縄地区税関 那覇空港税関支署	月曜 08時30分～24時 火曜～土曜 24時間 日曜 0時～19時30分	
上記以外の税関官署	平日 08時30分～17時30分 又は08時30分～17時45分	

アメリカ(主要港・主要空港)		
税関官署名	開庁時間	
ロサンゼルス・ロングビーチ港 事務所 (CA)	平日 8時～16時30分	
ロサンゼルス国際空港 事務所 (CA)	平日 8時～16時30分	
JFケネディ国際空港 事務所 (NY)	平日 8時～16時30分	
アレキサンダーリア湾 事務所 (NY)	365日24時間	
シアトル港 事務所 (WA)	平日 8時～16時30分	
デトロイト港 事務所 (MI)	平日 8時～16時00分	
カレキシコ 事務所 (CA)	毎日 6時～22時00分	
バルチモア港 事務所 (MD)	平日 8時～17時00分	
オランダ(主要港・主要空港)		
税関官署	開庁時間	
スキポール国際空港税関 貨物担当	365日24時間	
ロッテルダム税関リーベフ出張所	平日 6時～23時30分 土曜 7時～15時30分	
ロッテルダム税関マースフラクテ出張所	365日24時間	

⑫ 市外局番（OAB～J）取得に係る品質要件の見直し

(1) 制度比較

国名 比較の視点	日本	フランス	米国
1 (1) 固定電話について 通話品質に係る基 準が存在するか。	あり	あり (郵便・電子通信法典(法律の部) 第L33-1条及び第D98-4条の規定 に基づき、品質の条件が課されて いる。)	なし
1 (2) 上記(1)の基準 は、アナログ電話 とIP電話を区 別して設けてい るか。	あり	あり (上記条件は、同法典(デクレの 部) 第D98-4条の規定に基づき、 国際電気通信連合 (ITU) や欧州 電気通信標準化機関 (ETSI) の定 める各標準と同等の水準とされ ている。これら標準は、各種の電 気通信サービスごとに存在して いる。)	なし
2. 上記1(1)で基 準が存在する場 合には、当該基準 の内容。 上記1(2)で区 別した基準が存在 する場合には、そ	<p>アナログ固定電話</p> <p>アナログ電話相当の機 能を有するIP電話</p> <p>—</p> <p>(通話品質) 端末～交換設備間の、送 話ワウドネス定格は 15dB 以下で、受話ワウドネス定 格は 6dB 以下(34条)</p>	—	—
		<ul style="list-style-type: none"> ・受話信号レベルは-25dBm 以上 かつ-10dBm 以下 ・雑音レベルは-50dBmOp 以下 ・信号対雑音比は 30dB 以上 ・伝送による音声信号の減衰は 6dB 以上かつ 10dB 以下 	なし

<p>それぞれの基準の内容 (日本の「アナログ固定電話」列の()内は事業用電気通信設備規則、「左記以外のIP電話」列の()内は電気通信番号規則) ※総務省注： 上記は、いずれも、「事業用電気通信設備規則」の条項の誤りである。</p>	<p>(接続品質) ・発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が3秒以上となる確率が0.01以下(35条1号) ・呼が損失となる確率が0.15以下 (35条2号)</p>	<p>— ・同左(35条の10、1項)</p>	<p>—</p>	<p>・エコーキャンセラが使用されたIP電話の送話エコー減衰は55dB(遅延が常に50ms以下である場合、35dB) [ETSI ES 202 765-2 V1.1.4] ダイヤル終了後、呼出音又は和音を待受信するまでの時間は、2.9秒以下(フランス規制機関の勧告) [ETSI ES 202 765-2 V1.1.4] [ETSI EG 202 057-2] 呼損率は10%から20%までの間で定められる値を超過しないこと [ITU-T勧告 E.845] 呼損率は10%から20%までの間で定められる値を超過しないこと [ITU-T勧告 E.845] 呼損率は10%から20%までの間で定められる値を超過しないこと [ITU-T勧告 E.845] 呼出音を通知するまでの時間が30秒を超える場合には、呼が損失したものとみなす [ETSI EG 201 769 V1.1.2]</p>	<p>なし なし なし なし なし なし</p>
---	--	--	----------	--	---

【⑫ 市外局番（OAB～J）取得に係る品質要件の見直し】

—	<p>(総合品質)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合音声伝送品質の値を80超(35条の1) 	<p>(総合品質)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合音声伝送品質の値を50超(別表第二12)とあるのは、「36条の5」の誤りである。 	<p>総合音声伝送品質の値は、ベストエフォートでは50超、アナログ電話やISDNと同等のIP電話では80超 [ETSI TS 101 329-2 V2.1.3]</p>	なし
—	<p>(総合品質)</p> <ul style="list-style-type: none"> 端末設備等相互間の平均遅延の値を150ミリ秒未満(35条の1) 	<p>(総合品質)</p> <ul style="list-style-type: none"> 端末設備等相互間の平均遅延の値を400ミリ秒未満(別表第二12)とあるのは、「36条の5」の誤りである。 	<p>端末設備相互間の平均遅延の値は150ミリ秒未満 [ETSI ES 202 765-2 V1.1.4] [ITU-T勧告 G.114]</p>	なし
—	<p>(ネットワーク品質)</p> <ul style="list-style-type: none"> パケット転送の平均遅延時間の値を70ミリ秒以下(35条の1) 	—	<p>パケット転送の平均遅延時間の値は、通常品質では400ミリ秒、高品質では100ミリ秒 [ITU-T勧告 Y.1541]</p>	なし
—	<p>(ネットワーク品質)</p> <ul style="list-style-type: none"> パケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を20ミリ秒以下(35条の12) 	—	<p>パケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値は50ミリ秒 [ITU-T勧告 Y.1541]</p>	なし
—	<p>(ネットワーク品質)</p> <ul style="list-style-type: none"> パケット損失率の値を0.1%以下(35条の1) 	—	<p>パケット損失率の値は0.1%以下</p>	なし

		<p>12)</p> <p>(安定品質) アナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保(35条の13)</p>	<p>—</p>	<p>[ITU-T 勧告 Y.1541]</p> <p>なし</p>	<p>なし</p>
	<p>(緊急通報) ・管轄の緊急通報受理機関へ接続する機能(35条の2、1号)</p>	<p>(緊急通報) ・同左(35条の14)</p>	<p>—</p>	<p>警察、消防等への緊急通報の無償提供(通報者の位置情報の無償提供を含む) [郵便・電子通信法典(法律の部)第L33-1条] [郵便・電子通信法典(デクレの部)第D98-8条]</p>	<p>緊急機関のための緊急通報受理機関への接続(公衆網と接続する広帯域のIP電話については、位置情報等の伝達を含む) [CFR Title 47 Part 9]ほか</p>
	<p>・発信者の位置情報等を通知する機能(35条の2、2号)</p>	<p>・同左(35条の14)</p>	<p>—</p>	<p>警察、消防等への緊急通報の無償提供(通報者の位置情報の無償提供を含む) [郵便・電子通信法典(法律の部)第L33-1条] [郵便・電子通信法典(デクレの部)第D98-8条]</p>	<p>緊急機関のための緊急通報受理機関への接続(公衆網と接続する広帯域のIP電話については、位置情報等の伝達を含む) [CFR Title 47 Part 9]ほか</p>
	<p>・回線を保留または呼び返し等を行う機能(35条の2、3号)</p>	<p>・同左(35条の14)</p>	<p>—</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

	<p>(災害時優先通信の優先的取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に他の通信を制限し、又は停止することができる(35条の2の2、1項1号) ・災害時優先通信を識別するための信号を付し、当該信号により災害時優先通信を識別できる(35条の2の2、1項2号) 	<p>(災害時優先通信の優先的取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左(35条の14) ・同左(35条の14) 	<p>—</p> <p>—</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>
	<p>(異なる電気通信番号の送信防止)</p> <p>利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる番号を電話機又は他の電気通信事業者に送信しないよう必要な措置を講じる(35条の2の2)</p>	<p>(異なる電気通信番号の送信防止)</p> <p>同左(35条の15)</p>	<p>—</p>	<p>なし</p>	<p>誤った発信者識別情報または誤認しやすい発信者識別情報を送信してはならない。</p> <p>[CFR Title 47 Part 64]</p>
<p>3. 上記2の基準の担保手段 (日本の「アナログ固定電話」列の()内は</p>	<p>・自己確認後、使用前に総務大臣に届出(42条1項、3項) (不届出又は虚偽の届出は罰金刑対象(188条1</p>	<p>同左</p>	<p>・050 番号を取得するための要件を確認できる事項を記載した申請書と総務大臣に提出(15条1項、2項6号)</p>	<p>事業者は、品質の指標の値を計測する。 電子通信・郵便規制機関は、品質の計測方法についての証明を要求することができる。</p>	<p>緊急通報に係る通信網・設備について分析し、その冗長性、強靱性及び信頼性に関して詳細に報告する。</p>

電気通信事業法、「左記以外のIP電話」列の（ ）内は電気通信番号規則）	号)) ・総務大臣による技術基準適合命令(43条1項) (違反は罰金刑対象(186条3号))	・要件を満たさなくなつた場合は番号の指定取消(19条1項)	[郵便・電子通信法典(デクレの部)第D98-4条] 電子通信・郵便規制機関は、違反について処罰することができる。 [郵便・電子通信法典(法律の部)第L36-11条]	[CFR Title 47 Part 12]
-------------------------------------	--	-------------------------------	--	------------------------

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

○ 通信の確保

我が国の情報通信インフラでは、年々、回線容量が増強されているところであるが、流通するトラフィックも増加している。そうした中、良好な通信環境を維持するため、総務省及び各事業者ともさまざまな方策に取り組んでいるところであるが、例えば、高精細の動画像伝送等の大容量データが多く伝送された場合には、IP電話によってはその品質が大きく変動し、つながらない、会話が切れる等の問題が生じてしまうこととなる。

このため、我が国の現行制度では、アナログ電話と同等の品質が確保されるIP電話について、アナログ電話と同じ体系の電話番号(03や06等の市外局番ではじまるもの。通信業界では、0AB～J番号と呼称。)を割り当てることとしており、その提供のため、各事業者はさまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持しているところ。

仮に、0AB～J番号のIP電話の品質要件を廃止等した場合には、トラフィックの混雑する時間帯や、将来的にトラフィック環境の変化した場合において、IP電話による通信品質が適切に確保されず、支障の生じるおそれがある。

なお、仮に0AB～J番号の品質要件を満足できないIP電話であっても、実際の使用にたえる品質のものについては、050番号の使用を認め、利用者には不都合を生じさせることなく、ニーズに応じたサービスの選択が可能となっている。

○ 識別性の確保

我が国の0AB～J番号のIP電話は、品質、緊急通報の利用、故障又は損壊の対策等の点において、アナログ電話と同等性が確保されており、そのような保証のない050番号のIP電話と明確に区別されている。

このため、多くの利用者は、電話サービスの選択に当たって「雑音はどの程度か」(050番号のIP電話は、利用者の回線により、品質が大きく異なることがある。)、 「FAXが使用できるかどうか」(050番号のIP電話は、基本的にFAXの利用が保証されない。)、

「緊急通報が利用できるかどうか」（050 番号の IP 電話は、基本的に緊急通報が利用できない。）

「故障等の点で劣悪でないか」（050 番号の IP 電話は、事業者の設備に停電対策の義務がない等、0AB～J 番号と差がある。）等の迷いを持つことなく、単に電話番号を確認することで、適切な IP 電話サービスを選択できることになっている。

しかしながら、0AB～J 番号と 050 番号との区別が失われた場合には、利用者の一人一人があまたある IP 電話サービスの機能的な差違を比較考慮しなければならぬ。

すなわち、IP 電話の番号による識別性が損なわれた場合には、消費者は提供事業者・提供サービスごとに複雑な判断をしなければならぬことになることから、品質要件の廃止等は適切ではないものと考えられる。（例えば、品質要件を廃止等した場合には、低い品質のサービスが高い品質のサービスと混在するため、あまり知識のないお年寄り等が誤って低い品質の IP 電話サービスを選択してしまうといった問題が頻発する。）

○ 品質要件の廃止等の必要性の欠如

我が国では、既に、高い品質である 0AB～J 番号の IP 電話サービスを比較的低コストで利用することが可能となっており、品質を度外視してより低いコストを志向する利用者にとっても 050 番号の選択肢が用意されている。

こうした状況下において、我が国で品質要件の廃止等が必要となる理由が明らかではない。第 7 回規制改革会議の資料 2－2 では、固定電話サービスの市場が縮小していることを挙げているが、これは、利用者にとってより便利な移動電話サービスの普及に伴う結果として固定電話が減少しているとの見方もあり、IP 電話の品質に起因する問題であるとは考えられない。こうした固定電話契約数の減少は世界的な傾向であり、我が国のみならず、例えばドイツ、フランス、イギリス、イタリア、スペイン、オランダ、ベルギー、スイス、フィンランド、米国、オーストラリア、中国といった主要各国においても同じ状況となっている*。したがって、0AB～J 番号の品質要件が理由となって固定電話の市場が縮小していると判断するのは早計である。

※ 「World Telecommunications/ICT Indicators Database - 16th edition 2012」（ITU）による直近の統計

また、我が国では、これまでに品質確保に係るさまざまな技術が実現してきたところであり、戦略分野の育成の観点でも、IP 電話の品質要件の廃止等が必要であるとは考えにくい。

（3）規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

○ 国際先端テラストの「検討の視点」

a. 諸外国と比べて一般的な規制かどうか。

我が国は、世界で最も IP 電話が発展している国の一つでもあり、普及の早期から IP 電話に電話番号の使用を認めるなど、制度面で諸外国よりも先行している状況にある。

このため、諸外国と単純な比較はしにくいところであるが、米国のように IP 電話の規制が著しく緩い国はあるものの、比較的我が国に近い発展状況にある国とは大きな差違がないものと認識している。

b. 諸外国に比べて過重な水準を求めているか。

基本的に、我が国では多くの要件を国際標準に基づいて設定しているため、同様に国際標準を基礎とする諸外国とほぼ同様の水準にある。ただし、災害に関する要件や異なる電気通信番号の送信防止等、我が国に特有の事情に鑑みて盛り込まれた要件もあるが、これらは社会的要請に基づき追加されたものであることから、過度な要件とは言えないものと認識している。

なお、IP 電話に関する国際電気通信連合 (ITU) の報告^{*}でも、日本については「最小限度の規制」(minimal regulation) と記されている。

※<http://www.itu.int/osg/spu/ni/voice/papers/FoV-VoIP-Biggs-Draft.pdf>

c. 諸外国との相互性・互換性のある基準・認証となっているか。

端末設備については、諸外国と相互性・互換性のある基準・認証となっており、実際に相互認証制度が存在している。

端末設備以外については、世界的に相互性・互換性のある基準・認証は確立されていない。

しかし、いずれについても関係の国際標準が存在しており、全体として一定の相互性・互換性が確保されているものと認識している。

d. 諸外国と比べて手続や費用が簡素・適正なものとなっているか。

上記のように、過剰な水準の要求等はないことから、手続や費用の点でも特段の問題はないものと認識している。

e. 規制の目的は、より制限的でない別の方法により達成できないか。

我が国の制度は、戦略分野の育成の重要性に鑑み、新たな技術の導入に柔軟に対応できる制度となっている。具体的には、規制の目的を達成できるならば、技術基準に適合しない場合であっても、個別に承認できる制度となっている。

f. 日本及び諸外国の既存制度を超えた新たなルール・制度整備が必要ではないか。

電気通信分野では、国際標準に基づき国内基準を設定し又は国際標準を参照することが通常であり、各国の関係制度は、必然的に国際標準に即して改められることが一般的となっている。

すなわち、各国の既存制度を超えた新たなルール・制度については、国際標準の検討の場において議論されていると言える。

○ 各国ごとの電話番号体系の違い

例えば、米国では、固定電話と携帯電話に用いる電話番号を区別せず、同じ番号帯を使用しており、利用者は居住地と異なる地域の電話番号を使用可能である。

一方で、電話番号によって電気通信サービスの種別や地域・品質等を識別可能な我が国の電話番号体系は国民生活に広く浸透している。このように、それぞれの国で電話番号に対する国民の理解が異なるという実態の下で、我が国の関係制度を改め、他国の例に倣うこととした場合には、多大な社会的混乱が想定される。

○ 各国における IP 電話の普及状況の格差

民間調査会社の調べ[※]によれば、米国（調査時点で3千万程度。以下同じ。）、日本（2千5百万程度）及びフランス（2千万程度）は、IP電話の加入者数における主要3か国であり、これらに次ぐ韓国（1千万程度）ほかを大きく引き離している。

特に、ブロードバンド利用者に占める IP 電話の普及の割合は、フランス（90%）及び日本（72%）に比べて、米国（34%）が低く、必ずしも規制が弱いことが市場を活発化させるものではないことを如実に示している。

※<http://point-topic.com/wp-content/uploads/2013/02/VoIP-Short-Report-Q4-2011.pdf>

なお、比較的ブロードバンドの利用者が少ない国々では、オーストラリアのように現に IP 電話の品質要件の策定に向けて検討しているところもある。すなわち、世界的には、IP 電話の普及の過渡期であり、その品質要件に係る制度も検討途上にあると言える。

○ その他、我が国に特有の事情

例えば、「異なる電気通信番号の送信防止」は、発信者番号の偽装による詐欺犯罪の発生等を受けて、その防止のために規定を設けたものである。

また、「災害時優先電話の優先的取扱い」は、特に地震や台風等の大規模災害にみまわれることの多い我が国において、人命及び財産の保護等のために社会的に要求されているものである。

これら我が国に特有の事情のために設けている要件については、仮に諸外国に類似の要件が無かったとしても、その必要性に疑いを差し挟む余地はないものと認識している。

【規制改革会議創業等WGから総務省への追加質問】

第5回創業等WGに関する確認事項

会議において提示された資料3-2によれば、日本の0-ABJ番号取得のための品質要件は、例えば安定品質など米仏いずれにおいても相当する基準が存在しない要件が課せられているほか、米仏いずれかの国において相当する基準が設けられている場合でも、その値は同等あるいは日本の方が高い水準に設定されていると理解している。

これに関連して、以下の事項について御説明願いたい。

なお、総務省のご説明の中で、2007年にITUがまとめたIP電話に対する世界の状況に関する報告書の中で、日本の規制が最小限度のものであるとのことであったが、当該報告書の記載は、「VoIP is permitted and is subject to minimal regulation.」であり、IP電話全体に対する記載であり、本件議論の対象となっている0-ABJ番号の取得要件について最小限度の規制との認識が示されているものではないと理解している。

【安定品質について】

(1) 「安定品質」については「提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性」(事業用電気通信設備規則第35条11)とされるが、他の品質要件が数値等で具体的に定められていることに比べて、抽象的な規定となっているが、その具体的な内容をご教示願いたい。

(2) 資料3-2において、安定品質についてはフランス、米国双方においても示されていない基準であると理解したところ、日本においてこれが求められなければならない理由をご教示願いたい。

(3) 安定品質は上記のとおり「アナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性」とされており、従来のアナログ電話技術を前提とする基準である。新たな技術として出現したIP電話について、従来の技術の特性を求める必要性はないのではないか。

【その他】

(4) 日本においては地理的識別性を有するOAB-J番号について一定の品質を満たさなければ取得することができない。フランスにおける日本の総合品質に類する基準について、資料3-2は「総合音声伝送品質の値は、ベストエフォートでは50超、アナログ電話やISDNと同等のIP電話では80超」との記載がなされているが、フランスにおいては、地理的識別性を有する番号の付与について、80超でなければ付与されないこととされているのか。ベストエフォートの値として示された50超は満たすものの80未満の品質を提供する事業者に対しては、地理的識別性を有する番号は付与されないのか。

【規制改革会議創業等WGから総務省への追加質問】

(5) フランスにおいては日本と異なり、光ファイバやケーブルの業者だけでなく、ADSLなどのIP業者においても地理的番号が取得できているようであるが、日本においては特例措置でしか取得できていない。それでもフランスにおいて日本と同等の基準が課せられていると見える根拠をご教示願いたい。

(6) 米国においては、日本の品質要件に類するものはほとんど設定されていないところである。これに伴い米国では消費者の間に多大な混乱・不便が生じているとの認識か。

(7) 0-ABJ番号に付される品質要件は種々規定されているところであるが、上記のとおり、アメリカではそのほとんどが設けられていないところ。これら要件を満たさなければ0-ABJ番号を取得できないという現在の仕組みではなく、例えばFAX利用の可否や雑音の程度などを事業者ごとに公表する又は事業者が知識に乏しい消費者に説明する等の手法に変える場合、どのような支障が生じると考えるか。

(8) 会議の場において総務省から、固定電話市場の縮小は携帯電話の普及に伴う影響が大きいとの発言もあったところ。携帯電話は、0-ABJ番号取得の要件とされているような音声品質要件が課されていないにも関わらず普及が進んでいる。これは携帯性など、音声品質に代わる新たな価値を消費者が重視していることの表れと考える。一方で、ソフトバンクの説明によれば、仮に現在の0-ABJ番号に係る品質要件が見直された場合には、「規制見直しによる効果(例)」として「サービスの多様化・料金の低廉化」や多様な回線選択が可能になること、また品質を柔軟にすることで「災害時のつながりやすさを確保」することが可能となるとの主張があったが、これらの期待される効果の意義につき総務省の御見解を示されたい。

(9) フランスの規制機関(ARCEP)のホームページによると、音声品質として公表をさせているものは呼損率、呼セットアップ時間、音声の品質(MOS)の3つのみとなっている。資料3-2に記載されていたその他の基準についても、規制機関が企業に遵守を求めていると言えるか。その場合、その根拠をご教示願いたい。

(10) 0-ABJ番号については、これまでの我が国の消費者の品質信頼性がかなり確立されていることは理解したが、技術的な規制基準を設けず、競争により消費者が品質とコストを選択することによるイノベーション・国民経済上のメリットも十分認識すべき。また本分野での政策の世界の主流は自由化にあり、我が国はその中では例外的存在であることも率直に認識すべきではないか。その意味で050IPについても緩いとは言え技術基準に基づく規制がある理由は何か。

以上

	確認事項	回答
<p>安定品質について (1)</p>	<p>「安定品質」については「提供される音声伝送業務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送業務と同等の安定性」(事業用電気通信設備規則第 35 条の 11) とされるが、他の品質要件が数値等で具体的に定められていることに比べて、抽象的な規定となっているが、その具体的内容をご教示願いたい。</p>	<p>「安定品質」は、アナログ電話相当の I P 電話を定義するに当たり「設備保守、ふくそう等に伴う業務の停止や制限が、アナログ電話と同等でなければならぬ」(情報通信審議会平成 15 年 9 月一部答申「I P・ブロードバンド化時代に対応した電気通信事業者関係の電気通信設備に係る技術的条件」との前提で規定したものである。</p> <p>安定品質を確保するための措置としては、具体的には I P 電話における音声パケットの優先処理等の措置や故障発生時の音声ガイダンスのための設備等についての冗長構成の措置等が例示される。(※平成 16 年 2 月 17 日情報通信審議会答申別紙 2「寄せられた意見とそれに対する考え方」にて例示。)</p>
<p>同 (2)</p>	<p>資料 3-2 において、安定品質についてはフランス、米国双方においても示されていない基準であると理解したところ、日本においてこれが求められなければならない理由をご教示願いたい。</p>	<p>I P 電話については、各国においてさまざまな番号帯が利用されている。具体的には、ある国においては従来のアナログ電話と区別せず同一の番号帯を用いる一方、別な国においてはアナログ電話とは区別して特別な番号帯を用いることとなっている。</p> <p>こうした中、我が国においては、消費者に対してできる限り多様なサービスを供しつつ、従来のアナログ電話と同等のサービスの提供については当該同等性が明らかでかたちで識別できるよう、I P 電話を二つに区別している。安定品質は、このうちアナログ電話と同等の I P 電話を特定するために設けている基準の一要素であるとも言える。</p>
<p>同 (3)</p>	<p>安定品質は上記のとおり「アナログ電話用設備を介して提供される音声伝送業務と同等の安定性」とされており、従来のアナログ電話技術を前提とする基準である。新たな技術として出現した I P 電話について、従来の技術の特性を求める必要性はないのではないか。</p>	<p>上述のとおり、I P 電話の全てについて、アナログ電話と同等性は求められているわけではない。安定品質は、あくまでアナログ電話と同等である I P 電話を特定するためのものであるとも言える。</p> <p>なお、仮に、アナログ電話と同等ではないサービスについて、アナログ電話と同等の番号帯を使用させることとした場合には、両者に違いがあるにも関わらず、消費者が同等のものとして誤認する可能性がある。</p> <p>サービスを提供する側にとつては、なるべくなら O A B - J 番号にて提供したい</p>

		<p>という希望は理解するが、圧倒的多数の消費者の視点に立てば紛らわしさ等の不都合が生じるから、消費者の観点を含めた十分な議論のないままでは容易に受け入れられるものではない。</p>
<p>その他 (4)</p>	<p>日本においては地理的識別性を有するOA B-J番号について一定の品質を満たさなければ取得することができない。フランスにおける日本の総合品質に類する基準について、資料3-2は「総合音声伝送品質の値は、ベストエフォートでは50超、アナログ電話やISDNと同等のIP電話では80超」との記載がなされているが、フランスにおいては、地理的識別性を有する番号の付与について、80超でなければ付与されないこととされているのか。ベストエフォートの値として示された50超は満たすものの80未満の品質を提供する事業者に対しては、地理的識別性を有する番号は付与されないのか。</p>	<p>フランスでは、我が国のように品質に応じて二種類の異なる番号帯を使用することにはなっていないようである。</p>
<p>同 (5)</p>	<p>フランスにおいては日本と異なり、光ファイバやケーブルの業者だけでなく、ADSLなどのIP業者においても地理的番号が取得できているようであるが、日本においては特例措置でしか取得できていない。それでもフランスにおいて日本と同等の基準が課せられているといえる根拠をご教授願いたい。</p>	<p>我が国及びフランスでは、いずれも国際標準に基づく値を遵守することとなっているという点で同様である。</p> <p>しかし、実際の電話番号の指定やその他の規定の適用にあたっては、例えば我が国において重要通信の確保が重視されているように、各国の個別の事情に応じて規制の重点や、詳細な要件には違いがあるから、個別の事例の一つ一つを全く同等に取り扱うことにはならない。</p> <p>なお、日本又はフランスのいずれでも、光ファイバ、ケーブル、ADSL等の回線種別による区別はしておらず、あくまで提供されるサービスの内容に応じて区別しているものと認識している。</p>
<p>同 (6)</p>	<p>米国においては、日本の品質要件に類するものはほとんど設定されていないところであ</p>	<p>そもそも米国では、我が国とは異なった番号帯の利用が浸透しており、元からそのような社会環境の下で国民生活が成り立っているが故に、著しい混乱や不便は生</p>

	<p>る。これに伴い米国では消費者の間に多大な混乱・不便が生じているとの認識か。</p>	<p>じていないと考えられる。 しかしながら、例えば固定電話と携帯電話が同一の番号帯を使用していること等については、他国から訪れた方が戸惑う事例が見受けられるとは聞いている。</p>
<p>同 (7)</p>	<p>0-ABJ番号に付される品質要件は種々規定されているところであるが、上記のとおり、アメリカではそのほとんどが設けられていないところ。これら要件を満たさなければ0-ABJ番号を取得できないという現在の仕組みではなく、例えばFAX利用の可否や雑音の程度などを事業者ごとに公表する又は事業者が知識に乏しい消費者に説明する等の手法に変える場合、どのような支障が生じると考えられるか。</p>	<p>電話の契約に際しての説明事項が増加すると共に、誤って契約する事例の増加することが予想される。 説明を念入りに行うこと等により契約の誤りをなくせる可能性は否定しないが、そうした説明を受ける負担や不便は消費者の側に生じ(※IP電話の契約の当事者のみならず、それ以外の利用者においても電話の違いが明確には分からないという不便が生じることにも留意が必要。)、利益はIP電話を提供する一部事業者の側に著しく偏ることが危惧される。 サービスを提供する側にとっては、なるべくなら0AB-J番号にて提供したいという希望は理解するが、圧倒的多数の消費者の視点に立てば紛らわしさ等の不都合が生じるから、消費者の観点を含めた十分な議論のないまま容易に受け入れられるものではない。</p>
<p>同 (8)</p>	<p>会議の場において総務省から、固定電話市場の縮小は携帯電話の普及に伴う影響が大きいためのご発言もあったところ。携帯電話は、0-ABJ番号取得の要件とされているような音声品質要件が課されていないにも関わらず普及が進んでいる。これは携帯性など、音声品質に代わる新たな価値を消費者が重視していることの表れと考えられる。 一方で、ソフトバンクの説明によれば、仮に現在の0-ABJ番号に係る品質要件が見直された場合には、「規制見直しによる効果(例)」として「サービスの多様化・料金の低廉化」や多様な回線選択が可能になること、また品質を柔軟にすることで「災害時のつな</p>	<p>消費者は、携帯電話の可搬性、固定電話の品質等の得失を比較考慮し、勘案した上で、適切なサービスを選択している。すなわち、携帯電話の選択に当たっては、品質を補うだけの利便性その他の利点を認めた上で、選択しているものと想定される。 また、ソフトバンクが示した「規制見直しによる効果(例)」に掲げた各事項に対する見解は、次のとおり。 「1. 提供事業者が増えることにより、サービスが多様化・料金の低廉化へ」 →メリットであるとは限らない。(実際には、050番号にも「移転に伴って電話番号が変わらない」といったメリットがあるところ。)誤解を恐れずに品質のみに着目して0AB-J番号と050番号それぞれのIP電話を上位サービスと下位サービスと言うならば、上位サービスと下位サービスが同じカテゴリのサービスとして提供されることとなるから、営業上、上位サービスを提供する事業者には不利となる一方、下位サービスを提供する事業者にとっては有利となるといった変化は</p>

<p>がりやすさを確保」することが可能となることの主張があったが、これらの期待される効果の意義につき総務省の御見解を示されたい。</p>	<p>生じる。なお、上位サービスと下位サービスが混在する状況となっても、消費者にとってはサービスが多様化するわけではない。</p> <p>「2. OAB-J IP電話サービスとして、ユーザが自由に光ファイバや同軸ケーブル（CATV）以外にも回線を選択可能」→メリットであるとは限らない。例えば米国のように、携帯電話と固定電話とが同一の番号帯を使用できるようにすることは、消費者の視点にたって判断が必要であり、これをもってメリットとみるかデメリットとみるかは判然としない。</p> <p>「3. 障害や災害への対応 品質を柔軟にすることで、災害時の「つながりやすさ」を確保」</p> <p>→妥当ではない。総務省でも、東日本大震災の経験を踏まえ、検討会や審議会において、品質を意図的に落とした通信の導入について検討を行ったが、実際には効果は見込まれないとの結論に至った。具体的には、東日本大震災においては、通信回線の容量不足ではなく、回線を交換する処理能力の不足が原因となっており、多くの通信が確立されなかった。このため、例えば通話の品質を低くしたとしても、交換機の処理能力が向上しなければ確立される通話の数は変わらず、つながりやすさは増すか否か。あえて通信品質を落とすことであったとしても、各利用者の端末機器や事業者の設備を改修しなければならず、費用対効果の点でも課題がある。</p>
<p>フランスの規制機関（ARCEP）のホームページによると、音声品質として公表をさせているものは呼損率、呼セットアップ時間、音声の品質（MOS）の3つのみとなっている。資料3-2に記載されていたその他の基準についても、規制機関が企業に遵守を求めていると言えるか。その場合、その根拠をご教示願いたい。</p>	<p>品質の維持については、郵便・電子通信法典第D98-4条において「L'opérateur met en oeuvre les équipements et les procédures nécessaires, afin que les objectifs de qualité de service demeurent au niveau prévu par les normes en vigueur en particulier au sein de l'UIT et de l'ETSI, notamment pour ce qui concerne les taux de disponibilité et les taux d'erreur de bout en bout.」と明記されており、ITU及びETSIの標準により定義されたサービスの品質を維持することが示されている。ここではエンド・トゥー・エンドの使用可能率（les taux de disponibilité）や誤り率が例示されているものの、ARCEPにより限定されることにはなっていない。</p>

		<p>他方、公表される品質については、「L'opérateur mesure la valeur des indicateurs de qualité de service définis par l'Autorité de régulation des communications électroniques et des postes dans les conditions prévues par l'article L. 36-6. L'Autorité peut demander la certification des méthodes de mesure de la qualité de service.」、「Les modalités de mise à disposition du public du résultat de ces mesures sont fixées par l'Autorité de régulation des communications électroniques et des postes dans les mêmes conditions.」と記されており、ここでは、別に ARCEP により決定される指標のみが測定され、他の定めに従い公表されることとなっている。</p>
<p>同 (10)</p>	<p>0-ABJ 番号については、これまでの我が国の消費者の品質信頼性がかなり確立されていることは理解したが、技術的な規制基準を設けず、競争により消費者が品質とコストを選択することによるイノベーション・国民経済上のメリットも十分認識すべき。また本分野での政策の主流は自由化にあり、我が国はその中では例外的存在であることも率直に認識すべきではないか。その意味で 050 I P についても緩いとは言え技術基準に基づく規制がある理由は何か。</p>	<p>世界的にも、先進国を中心として通信分野の規制緩和は進展しており、ご指摘のように「自由化」が進んでいるとは言える。しかし、上述したフランス以外にも、我が国やフランスに次いで I P 電話の普及を牽引している韓国においても品質要件が存在すること等に鑑みれば、I P 電話について品質要件を廃することが時流にあっているとは考えにくい。</p> <p>また、世界各国の圧倒的多数では、我が国のように I P 電話が普及していないため、I P 電話関連の制度整備が十分に行われていない可能性がある。上述のように、我が国ではアナログ電話と同等の I P 電話以外にも、品質要件の緩い I P 電話を提供することも認めている中であって、我が国の制度を、言わば後発の国にわざわざ合致させる必要性は乏しい。</p> <p>我が国では、アナログ電話と同等でない I P 電話についても 050 番号によるサービス提供を認めている。</p> <p>050 番号及び 0AB-J 番号の I P 電話のいずれについても、公共サービスである以上、消費者に対して最低限のサービス品質が担保されるべきであること、かつ、携帯電話のように原理上品質が安定しないことによる品質維持の困難性が存在しにくいこと等から、一定の品質要件を定めているものである。</p> <p>しかしながら、実際には 050 番号の I P 電話の品質要件は非常に緩いことから、現在では、当該品質要件を満足できないがためにサービスが提供できないという実例は見受けられない。</p>

2. 參考資料

第1回産業競争力会議の議論を踏まえた
当面の政策対応について(抄)

平成25年1月25日
第3回日本経済再生本部
本部長 内閣総理大臣 安倍晋三

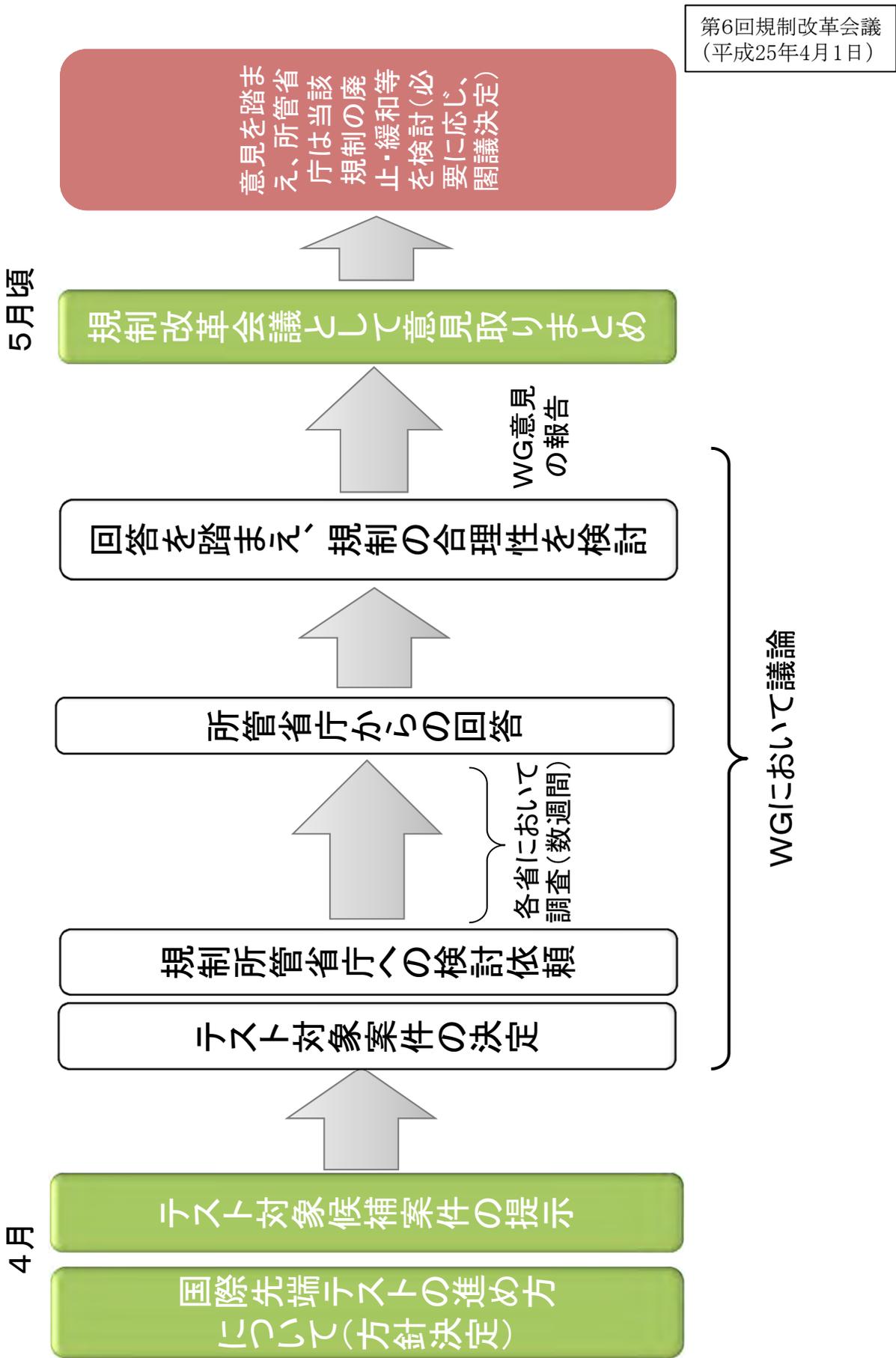
第1回産業競争力会議での議論を踏まえ、関係大臣におかれては、喫緊の重要政策課題に関する当面の対応として、以下の事項について対応されたい。

(規制改革の推進)

内閣府特命担当大臣(規制改革)は、雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連を規制改革の重点分野とする。特に健康・医療については、健康を維持して長生きしたいとの国民のニーズに応えるとともに、世界に我が国の医療関連産業が展開して国富の拡大につながるように、大胆な改革を推進すること。

戦略分野を育成するとともに、投資先としての日本の魅力を最高水準に引き上げる観点から、国際比較をした上での規制改革などを含め、国際先端テストの導入に向けて取り組むこと。

国際先端テストの進め方について



第4回・第5回産業競争力会議の議論を踏まえた
当面の政策対応について（抄）

平成25年4月2日
第6回 日本経済再生本部
本部長 内閣総理大臣 安倍晋三

第4回・第5回産業競争力会議での議論を踏まえ、関係大臣におかれては、当面の政策課題として、以下の事項について対応されたい。

（国際先端テスト）

- 内閣府特命担当大臣（規制改革）と関係閣僚は、国際先端テストを着実に推進すること。関係閣僚は、国際先端テストに係る内閣府特命担当大臣（規制改革）からの要請を踏まえて、海外の規制・制度に関する必要かつ十分な調査を迅速に行うとともに、内閣府特命担当大臣（規制改革）と協力して、我が国の規制環境を世界最先端にするとの観点から、早急に規制・制度改革の具体策を検討すること。

国際先端テストについて

1. 趣旨

我が国の潜在力を最大限発揮できるよう、戦略分野を育成するとともに、投資先としての日本の魅力を最高水準に引き上げることを目指し、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づいた検証を行う。

2. 検討の視点

戦略分野を育成するとともに、投資先としての日本の魅力を引き上げるため、以下のような視点から検討する。

- a. 諸外国と比べて一般的な規制かどうか
- b. 諸外国に比べて過重な水準を求めているか
- c. 諸外国との相互性・互換性のある基準・認証となっているか
- d. 諸外国と比べて手続や費用が簡素・適正なものとなっているか
- e. 規制の目的は、より制限的でない別の方法により達成できないか
- f. 日本及び諸外国の既存制度を超えた新たなルール・制度整備が必要ではないか

3. 対象案件

規制改革に当たって、国際比較に基づく最適の政策選択に資する国際先端テストの導入・定着を図るため、その課題と解決策の検討をスピードアップする観点から、本会議の最優先案件及びワーキンググループの検討項目のうちから、上記2の視点に照らして国際比較になじむものとして各省に依頼しているもの（一般用医薬品のインターネット等販売に係る規制）のほか、ワーキンググループにおいて追加的に数件の案件を選定し、実施することとする。

なお、選定対象とならなかった案件についても、必要に応じ、国際比較の視点を活用することとする。

4. 検討の進め方

おおむね、以下のような手順を基本とする。

- ① すでに着手している案件及びワーキンググループで選定した案件については、規制所管省庁に見直しの検討を要請。
- ② 規制を維持する場合には、国際比較に照らしてなお規制を必要とする合理性について、規制改革会議の場で所管省庁から十分な説明を求める。
- ③ その上で、規制改革会議としての見解をとりまとめ、所要の見直しが必要と判断する場合には所管省庁に見直しを要請。